

高度先端産業立地奨励金

中小企業高度先端産業立地奨励金のご案内

半田市では、本市に高度先端産業^{*1}の工場又は研究所を新設又は増設する事業者に対して奨励金を交付することにより、企業立地の促進及び市民の雇用機会の拡大を支援します。

^{*1} 航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、健康長寿関連、情報通信関連、先端素材関連、ナノテクノロジー関連、バイオテクノロジー関連、その他市長が認める技術分野。

	高度先端産業立地奨励金	中小企業高度先端産業立地奨励金
対象要件	・新設等された工場の立地に係る<u>固定資産取得費用の合計額が50億円以上（中堅企業は2億円以上）、研究所は5億円以上（中小企業及び中堅企業は2億円以上）。</u> ・当該工場に係る<u>常用雇用者が10人以上（中堅企業は5人以上）増加</u>	・新設等された工場の立地に係る<u>固定資産取得費用の合計額が2億円以上</u> ・当該工場に係る<u>常用雇用者が5人以上増加</u>
補助内容	<u>工場等の新設等に係る固定資産税及び都市計画税に相当する額</u> ・工場等の新設の場合は2年間（航空宇宙関連分野においては3年間） ・研究所等の申請の場合は5年間	<u>工場等の新設等に係る固定資産取得費用の10%（みなし大企業は9%）に相当する額</u> （既存工場内に新たな機械設備を設置する場合は5%（みなし大企業は4.5%））上限額は5億円（航空宇宙関連分野においては10億円）

■申請提出期限

新設等する工場等の工事に着手の30日前の日までに奨励措置指定申請書を提出すること。

■その他

- ・愛知県の「愛知県21世紀高度先端産業立地促進補助金」に採択されることが条件。
この補助金は、愛知県の審査会議において事業の成長性、雇用の維持・拡大の効果、新規性、市場性、重要度等が審査され認定されます。
- ・公害の防止に関する法令の順守、工場等新設に係る住民説明会の開催、近隣土地所有者からの新設等に関し同意を得ること等。
- ・愛知県暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有するものではないこと。
- ・補助金を受けてから5年以内に、事業の縮小、休止、廃止等があった場合は交付した補助金の全部、又は一部を返還すること。

お問い合わせ先：半田市役所 産業課 企業立地担当

TEL：0569-84-0638 FAX：0569-25-3255

Email：sangyo@city.handa.lg.jp